知っておきたい

世界各国の産業用ヘンプ

第41回

ギリシャ

産業用ヘンプと医療用大麻で経済危機を乗り越えよ！

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

ギリシャは、エーゲ海とイオニア海に浮かぶ数千の島々を擁するヨーロッパ南東部の国で、パルテノン神殿などの多数の世界遺産を有するヨーロッパ文明の発祥地である。人口は約1000万人、国土面積は日本の約3分の1である。夏は高温・乾燥で、冬は温暖・湿潤といった地中海性気候を利用した地中海式農業が発達している。夏場は乾燥に強いオリーブ、ブドウ、柑橘類といった果樹栽培、冬季は雨を利用した小麦栽培が盛んで、ヒツジやヤギなどの家畜飼育も行なわれている。特にオリーブの生産量は世界第3位（2019年）を誇る。

ヘンプの古代の証拠は定かではないが、古代ギリシャの歴史家として有名なヘロドトス（紀元前5世紀）の書にヘンプ繊維の一般的な利用についての記述が見られる。また、古代ギリシャのおもにローマ帝国時代（西暦40～90年）に活躍したディオスコリデスも、著書で大麻草に触れている。彼は、今日の植物園や薬草園のルーツとして知られる医師であり植物学者である。彼が著した『デ・マテリア・メディカ』の写本版には、大麻草を含む約500種類の薬草が収載されている（図1）。

図1：『デ・マテリア・メディカ』（ディオスコリデス著）写本版の大麻草に関する記載

EU加盟国でも遅れたヘンプ栽培の復活

オスマン帝国から1821年に独立したギリシャは、1890年にインドのハッシシ（大麻樹脂）の規制を定めたが、その当時には実質的な取り締まりは行なわれてこなかった。国内に7つの大麻繊維の加工工場があり、主にヘンプロープを製造していたという。しかし、第二次世界大戦後の冷戦時代に旧ソ連の脅威に対抗するために、トルコとギリシャの支援に力を入れた米国の影響により、1957年に大麻禁止政策を導入した。

その後ギリシャは、欧州連合の前身であるEC（欧州連合）に81年に加盟し、01年からユーロ通貨圏となった。90年代にイギリスやドイツなどのEU加盟国がヘンプとフラックス（亜麻）のEU規則に基づいたヘンプ栽培の復活を実現したことを受けて、05年からヘンプ栽培の復活に向けた活動が始まった。10年頃の経済危機の混乱を経て、13年に法律4139号で大麻の個人使用の制限が撤廃され、同時に向精神性植物のリストから産業用ヘンプが除外された。しかし、官僚仕事のためか細則が決まるのが遅く、3年後の16年に栽培品種をEU規則と同じマリファナの主成分THC濃度が0・2%未満のものに限る条件が制度化されて、最初に農家5名に栽培が許可された。17年には、農村開発省の研究機関によって18ページからなるヘンプ栽培ガイドが発行された。

カンナビオ（KANNABIO）麻協同組合に、その先駆的な農家のうち2名が所属する。この組合はギリシャ国内で長い間、産業用大麻の合法化に向けて活動していたグループが16年に設立し、農家2名で0・8haのヘンプ栽培からスタートした（図2）。共同栽培と加工を通じて国際標準の品質の革新的な製品を生産し、持続可能な農業と農村開発を支援することにより、健全で協力的なヘンプ市場の確立に貢献することをビジョンに掲げている。

ところが、17年にパッケージ化された乾燥ヘンプの花、ヘンプ粉、ヘ

ンプパスタ、ヘンプ石鹸の所持を理由に協同組合のメンバーが検挙され、起訴された。警察当局は、18年にも別件で「1万500株を刈り取り、国内でこれまでに見つかった最大の違法大麻プランテーション」として検挙したが、実際には政府から許可を受けてヘンプを3・5haで栽培していた農場だった。これらの事件は、警察側がヘンプの合法化を理解していなかったことが原因で、地元メディアから警察当局は、最初に農家に対して農村開発省の許可証の有無の確認をなぜしなかったのかという批判を浴びたのだ。制度改革の周知が進まないなかで、誤解と偏見がもたらした過渡期の混乱と言えるだろう。

図2：カンナビオ麻協同組合のヘンプ畑

図3：ギリシャ国内のヘンプ製品等の販売ネットワーク

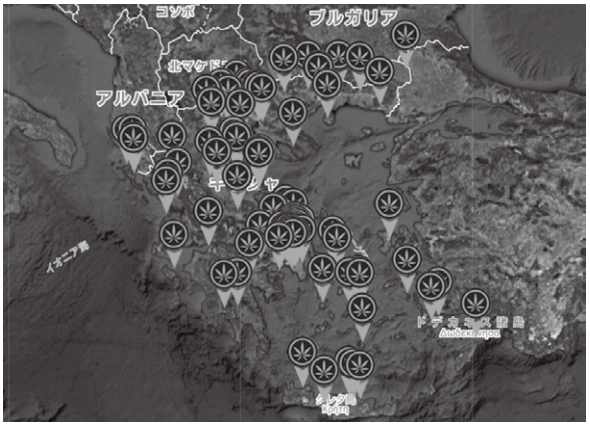

出典：https://www.kannabio.gr

図4：19年にデザインが一新されたカンナビオ麻協同組合のヘンプ商品シリーズ

出典：https://www.facebook.com/kannabio

警察沙汰の逆境を乗り越えたカンナビオは、19年に55万ユーロ（約7000万円）を投資して、食品と化粧品の加工工場を新設した。19年にはギリシャ国内のヘンプ作付面積130haのうちの33haを占め、加工を手がけたヘンプ食品、ヘンプ化粧品、CBD（カンナビジオール）製品をヘンプ専門店や有機食品店、薬局のネットワーク、オンラインストアなどギリシャ全土の350カ所以上で提供するまでに成長した（図3）。同社のヘンプ製品はエコロジーに親しみやすいエメラルドグリーンのパッケージデザインで展開されている（図4）。

また、20年から国内のテッサリー大学やカポディストリアン大学などと連携して研究を開始した。研究テーマは、「農業廃棄物であるヘンプの幹を使って、木材やプラスチックに代わるバイオ材料を製造開発すること」と「自閉症の治療におけるCBDやほかのカンナビノイドの効果を検証すること」の2つである。

医療用大麻の法整備で曖昧な部分が明瞭に

ヘンプに続いて、16年に政府内で医療用大麻の合法化に向けた検討が始まった。翌17年には大麻の薬物規制の危険等級がクラスA（最も危険性が高く、医療価値なし）からクラスB（危険性はあるが、医療価値あり）に下がり、18年に医療用大麻の栽培と加工に関する法律（第4523号）が制定された。適応するのは、従来のヘンプの定義を超えるTHC濃度0・2%以上の品種である。これまで曖昧だったTHC濃度0・2%未満の食品（CBD製品を含む）が合法であることが確認され、ヘンプ産業にも好影響を与えている。

また、この法律では「運用許可」「製造許可」「販売許可」の三段階の手続きが明瞭化され、地元の製薬企業だけでなく、医療用大麻の先進国であるイスラエルやカナダなどの企業を含む100社以上から免許申請があり、世界中から注目を集めている。ギリシャ政府は、19年度現在ですでに3億6000万ユーロ（約450億円）の投資を呼び込み、最大2250人の雇用を創出したと分析している。

ギリシャでは、大麻を管轄する省庁が多くの国が採用している保健省（日本では厚生労働省）ではなく、ヘンプと医療用のいずれも栽培に関しては農村開発省が、土地と設備投資が必要な加工に関しては開発投資省が担っている。用途で区別することなく、産業振興に則した行政の在り方は小国のヘンプ産業の開発モデルとして先駆的である。